

江戸時代天領下における助郷の研究：特に 武州多摩郡関前村を中心として

桜井, 芳郎 / SAKURAI, Yoshiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

49

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

1956-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010659>

江戸時代天領下における助郷の研究

——特に武州多摩郡関前村を中心として——

桜井芳郎

一
徳川封建社会における農民の生活、特に農村のあり方は如何なるものがあつたか。については現在あらゆる角度から研究されているのであつて、その一般的傾向も略察せられるのである。謂わく幕末に近づくにつれて、幕府瓦解の要因が愈々孕みつつあつたことである。その一つが農村分解という拭うべからざる力となつたことは勿論であるが、その中で助郷村の圧迫から依つてくるものが、大きいことはいうまでもないであらう。

そこで本論では五街道の一つ、比較的大名通行の数少い甲州道中の一駅、高井戸宿における助郷のありかたを見ながら、右の次第を考察してみたいと思う。

二

五街道の宿場及びこれに近接せる村々は、年貢物成に代えて伝馬役、歩行役等の人夫役を課せられた。伝馬役、歩行役は特定数の人馬を用意して、御朱印御証文を所持せる幕府の公用旅行者若しくは特権旅行者のために、継立人馬を調達し、休泊、川越の準備をなし、幕府の御用状、御用荷物等を運送する義務がある。而して各宿場において準備すべき人馬の数は、街道によつて定数があつて、東海道は毎宿人夫百人、馬百疋、中仙道は五十人五十疋、他の三街道も夫々二十五人二十五疋であつた。

然しこの定数の人馬だけでは、到底底止するところを知らない交通の増加に應ずる事ができなかつたから、明暦以後

は漸く助郷の制度なるものが発達した。

助郷というのは、定数の人馬のみでは足りない駅宿に加勢するために、課役に代えて特定数の人馬を調達すべき義務を負わされた宿駅附近の郷村であつて、これには定助郷と大助郷（加助郷）との区別があつた。定助郷というのは、平常宿駅に対して予備人馬を補給する義務あるもので、宿駅近傍一、二里の諸村に課されるものを主とし、大助郷は臨時の用に備えたもので、諸候の参覲交替や番衆通行の大通行等ある際、定助郷の不足を補うために出すもので、五、六里から一〇里内外の諸村から徴するのである。「五駅便覧」享保六年の定め、

助合村へ人馬当之定は無之候得共、大概百石に付、三・四疋人足五・六人迄は定助計ニ而相済、夫より多く入時は大助村相触、尤宿ニ寄不同之事、

とみえている。

助郷の負担は最初元祿七年（一六九四）には助郷高百石について馬二疋、人足二人であり、享保六年（一七二一）には右にみたように三・四疋、五・六人となつたが、次第に増加し、特に課役の性質上時を選ばず頻々であり、人足に出るものは青壮年であつたから、農繁期や凶作等にあつては農業に支障を来し、村を疲弊させることも甚しい状態であつた。そのため、幕末にいたつて人馬継立における宿駅助郷の地位は全く逆転し、所役人馬十人のうち七、八人は助郷人馬であつたといわれる。またこの間、助郷課役の金銭代納が一般化して、一種の租税となり、助郷農民の経済生活を、いちじるしく圧迫し、農村分解の一要因となつた。（「近世交通史研究」——黒羽兵次郎。「近世交通史」——田村栄太郎著。「幕末の高井戸宿」——西郊文化第六輯）

三

次に当地方に関する助郷の状態を窺つてみよう。先ず資料の関係で武州多摩郡関前村（現在東京都武蔵野市関前町）を中心として述べてみると、当村は甲州道中の一宿駅高井戸宿助郷村であつた。

高井戸宿は上・下二宿に分れて、二宿で甲州道中の一宿と指定されていた。甲州道中は他の四街道と異つて寒宿が多いためか、二村乃至数村で一宿分とされているものがある。上下高井戸宿の他にも上鳥沢と下鳥沢、上花咲と下花咲、中初狩と下初狩とは夫々二宿で一宿分、国領・下布田・上布田・下石原・上石原の五宿で一宿分になつてゐる。

道中
方
宿帳

高井戸宿にあつては月のうち上の一日は下高井戸宿、下の一日は、上高井戸宿で勤めることになつていたようである。新編武蔵風土記稿。元祿年間内藤新宿が開かれるまで、高井戸宿は甲州道中の首駅として江戸日本橋に直通しており、日本橋より下高井戸宿へ四里、上高井戸宿へ四里十二丁で、その人馬駄賃が両宿高札に掲げられていた。

高井戸宿の助郷高は「五駅便覧」に一二、二五四石四斗と見えるが、天保以降幕末の頃即ち文久元年（一八六一）の上下高井戸両宿助郷三十五ヶ村惣高九、二五四石に減少している。多摩郡関前村井口家文書。街道をさしはさんで南北二組にわかれていた。南組は高二、六四三石で、喜多見村・世田谷村・経堂村・用賀村・上野毛村・下野毛村・岡本村・大蔵村・鎌

田村・瀬田村・岩戸村・猪方村の十二ヶ村であり、北組高六、六一一石は入間村・北足立村・佐須村・柴崎村・深大寺村・大町村・金子村・矢ヶ崎村・上給村・下染谷村・北野村・西窪村・吉祥寺村・松庵村・関村・上仙川村・中仙川村・下仙川村・野川村・上連雀村・下連雀村・境村・関前村の二三ヶ村であつた。この両組の勤役は、月の中の一〇日は南組、前後の二〇日は北組で勤める定めであつた。井口家文書前掲文書

武州多摩郡関前村はこの北組に属して、当村の名主井口忠左衛門はこの上下高井戸両宿助郷三十五ヶ村の惣代となつて、助郷村々に関係する種々の問題を取まとめ、歎願、訴訟、連判、請書等々の代行していることが見うけられるのである。

寛保三年（一七四三）、時の將軍嵐山御成に付いての人馬役の儀で急御用としての廻状が関前村を含めて四ヶ村へきたことである。(1)

その内容は各名主宛に、日時、場所、人馬数などを間違ひなく召連れ参上するように。というのであるが、それは將軍御成りではあり、人馬触には特に徹底を期さんがため、再三の触達があつたものと察せられる。即ちこの急御用廻状は如上の点を、更に念のために出されたものであろうかとも思われる。又四ヶ村への廻状ということは、四ヶ村吉祥寺村・松庵村・西久保村・関前村何れも近隣である故、廻覧に便宜があること。又人馬触れの徹底を期す意味で各一村々々に出すべきを、四ヶ村位にしたことは、その手間を省いたことにもなる。

右の結果、上下高井戸両宿助人馬触出しの村順が不同であることがわかり、早速当局でその正常化に努力した。依つて今回から改めて筆順の本末を判然とさせ、各村の郷をも加筆するようにすること。さすれば以後人馬の割賦も過不及

なく出来るのであるからして、左様心得る様にと、延享元年（一七四四）に達している。(2) これ以後出てくる文書の多くは、この指示によつて触出し、村の郷名を附していることから、さきの達しに対して、この度の方がよく実施されたのであろうか。それに引續いて、早速請書を差上げている。即ち、我々村々は前々より高井戸宿助郷に仰付られているが、郷帳も無かつたのを改められ、今回、稻生下野守、水野対馬守兩人の印形による証文を拜見した。それによると定めとしての宿高、即ち、二五疋に二五人であつて、その外平生は百石について二疋宛、高井戸宿より触次第勤めることに致します。其の外特別の大通行にあつては、百石当りの割合によつて人馬を増すことにします。尤もこの何れも宿役人、助郷名主連印の上で決定され、実行されるものであり、この時になつて不参加の者は曲事となることを、村々・名主・組頭一同は請証文を作つて承知したのである。

ところで延享五年（一七四八）五月、「人馬相勤候定書之事」(3)の中に、具体的に人馬勤における人足、馬、才料、名主の夫々屯人一日の賃錢及び服装等を規定している。更に以上のようにして、一応助郷人馬触出しは、先規の通り代官によつて行われ、それについて尙、出錢ある場合は、村中立合を以て割合することの連判証文の請書をなしている。(4) 又寛延三年（一七五〇）の「乍恐以書付奉御願上候」(5)をみると、之等高井戸宿へ助人馬として差出した初めは、宝永二年（一七〇五）で甲府宰相（徳川綱重歟）の御家末衆が、江戸表への引越し及び享保九年（一七二四）には同じく甲府勤番の引越に対する助郷人馬に差出した。次いで元々元年（一七三六）紀州侯の身延山詣りの通行による人馬差出し等々、又延享元年（一七四四）道中奉行の村巡りのため、上下高井戸両宿へ人馬勤に差出した。ここにおいて当村は、平生の往来にも人馬を高井戸宿に寄掛けていたので、大変難儀をしたのである。この故に、今後は代官のお触れによつて助人馬を差出すように、改めて貰いたいとお願ひをした。因みに甲州道中は江戸日本橋を起点として、江戸府内では、内曲輪・八重州河岸通・外桜田・麴町通・四谷門・四谷伝馬町通を經、内藤新宿に至り、これより府外に出て上下高井戸宿・布田五ヶ宿・府中・八王子を經て甲府に達する三十四次であつて、これから先葦崎・上諏訪を經て下諏訪で中仙道に合するようになってゐる。甲府は幕府の甲州郡代の所在地として重要地を占め、更に信州伊那方面とも通じていたから、幕府役人や諸藩役人の交通に用いられていた。しかし街道としては東海・中仙両道に比べて交通量も少く、宿駅の設備も劣つていた。甲州街道利用の諸大名も右両道に比べて少く、參觀交替に際しては東海道の一四

六家、中仙道三〇家、日光道中四家、奥州道中三七家、水戸道中二三家、などに対して甲府道中は信州高嶋藩・同高遠藩・同飯田藩の三侯八万三千石に過ぎなかつた。新撰憲法 秘録にも係らず既にこの頃、当上下高井戸宿助郷村々では、相当の負担であり難儀をしていたことが窺われる。依つてこれ以上の課役は免除願うべく、寛政十年（一七九八）に、「差上申御請書之事」⁽⁶⁾の一札の中に次の様な趣旨内容を盛つた形で願ひ出た。即ち豊島郡一村、多摩郡一六ヶ村の村々は、他宿助郷と違い、高もなく平生から困つているところへもつてきて、年二百両増したことは、益と難儀になつてきた。そこで飯塚常之丞代官支配の時、高掛物としての菜種・大豆納を一〇ヶ年間免除された。本年（寛政十年）はその年季明となるが、現代官の野田文蔵に対して、右の高掛りを今回より永久免除されるよう願ひ出た。然るに永久免除は難かしく、次の一〇ヶ年間の免除となつた。関前村ではこの一〇ヶ年免除の先規を「覚」にとり、その特許ともいふべき一〇ヶ年免除の先規を以て、次の文政一年（一八二八）から天保八年（一八三七）まで、その年季明の、天保九年（一八三八）から弘化四年（一八四七）まで夫々一〇ヶ年間の免除を願ひ出た。ここでは特に関前村の特殊性を挙げて注意を要する。このようにして、助郷勤を以て、大きな楯にとり、高掛り物その他の課役を免除又は軽減して貰うという、歎願書や願書等を官に差出すことが盛んに行われた。この事は単に当関前村のみではなく、各助郷村々夫々の特殊に依つて歎願し、或る時は許可になり、或る時は否となつてしまつたことが多々あるものと思われる。

四

時代は降つて、以上のような助郷村が、幕末の多事多難と相俟つて如何なる状態を来したかについての考察をしてみると次の様である。文久元年（一八六一）「取極儀定一札」では⁽⁷⁾甲州道中上下高井戸宿助郷南北両組の中、北組二三ヶ村が相談し、相互にこの時局に対し鑑みて、戒め合い助け合つていくならば、官に歎願するにも好都合であるし、好結果を将来するとして、取極議定を作成したのである。即ち、近年甲州道中の諸家、其の他の通行が急増してきたので、かねてから人馬勤方の相談を取きめ、相互に心得て置かなければならないとして、この際、人馬の買い揚げ、賃錢の引き揚げ等によつて、勤を正しく守るよう簡条書で認めたのである。そしてこの議定書は各村々に持返り、村役人中より小前百姓一同に、堅く守るよう心得を渡すことになつた。所謂、人馬賃錢の引揚げによつて、その勤を滞りなく

出来るよう、道中奉行へ再三願ひ出て、今回漸く叶えられた次第である。即ち、人足は傭人に付銭二百五十文、馬疋に付銭六百文宛とし、他の簡条も夫々その線に沿うて取極めたので、よく心得べきであるとしている。

然るに今度は上下高井戸宿の宿方で、悲鳴を挙げ出した。早速、再度二三ヶ村北組の村役人は、その事情をよく極めた結果、次のような内容の歎願書を、道中奉行所に差出したのであつた。(8)

- (1) 近年、西国・中国筋諸大名・家中衆の当道中通行による人馬勤方が困窮したこと。
 - (2) 武蔵野新田の地味悪しくして、開発当初より夫食養料を官から受けていたこと。
 - (3) 苗類の値上げは、近年特に急増し、年来の四倍強となつたこと。
 - (4) 連年不作にして、年貢の不納が続いたこと。
 - (5) そのため、雑穀・諸色の益々高値となつてきたこと。
 - (6) 馬持百姓の飼料等の高値に付、馬持の減退したこと。
 - (7) 前述の議定による、人馬賃銭の引き揚げも、物価高値に付、意味をなさなくなつたこと。
 - (8) 馬持は夫々後日を案じて、飼馬を売却つてしまつたこと。
 - (9) 抛ろなく、二駄三駄曳き小車を求め、駄賃による日雇いや、その日の幽かな営みをするようになったこと。
 - (10) 諸作、蒔仕附や苗類の買入れ不行届のため、秋作の実のりは成らなくなつたこと。
 - (11) 眼前の村柄の立直りが見えないこと。
 - (12) 小前百姓は、如上の状態にある村柄にあつて退転し、このままでは亡村となる始末であること。
 - (13) その上、鷹場の御用・諸色は繁く、又近年嚴重を極めてきたこと。等々、
- そこで次の様な要旨の歎願書を作成したのである。
- (1) 今後、御朱印・御証文の御用荷物その他は、三駄積の小車による継立を許可して貰いたいこと。
 - (2) 西国・中国筋の諸大名・諸家中衆の当道中の通行を止めてほしいこと。
 - (3) このようなことからして、御伝馬・人馬の勤方を減じて頂きたいこと等を述べているのであつて、如何に此の問題が大きき、近世農村生活を脅かしていたかが窺われるのである。

次いで、この年十一月、和宮様御降下による板橋加助郷人馬勤方を仰付けられたことにより、早速議定一札を作つて
いる。(一)

今回、特に注目する点は勤方に慎重を極めたものであつて、その中でも、「…助郷高百石ニ付馬四疋ツ、此分人足八
人ニ替リ…云々」とあり、又別紙議定にも、「…人足諸才領并助郷惣代板橋出勤賃銀之義助郷惣代者一日人足三人分、馬
疋疋同断、才領一日人足貳人分、人足疋人者一日銀五分ツ、村夫人足ハ人足賃同断云々」とあつて、夫々特別の助
郷の人足賃金を定めている。

更に和宮様御下向に付、如何程の人馬が使役されたかは、甚だ興味ある問題であろう。今茲に大凡、その概略を述べ
ると、次の通りである。

「和宮様御下向ニ付」

「中山道板橋宿江加助郷一条請向之写」

和宮様

御下向之節宿継人馬多入間左之村々中山道板橋宿迄当分助郷申付候条間屋方々相触次第人馬遅參不致無滞差出相勤可
申候尤當時年季休役中之分茂今般御用ニ限り是又可相勤もの也

西九月廿五日

隠 紋 御 印

武州新座郡	五ヶ村
同州豊島郡	九ヶ村
同州足立郡	四十ヶ村
同州埼玉郡	二十二ヶ村
同州多摩郡	五十一ヶ村
同州荏原郡	二十五ヶ村

同州都築郡
同州橘樹郡

五六

(武州多摩郡井口家文書)

十二ヶ村
三ヶ村

右の文書中で板橋宿へ加助郷された村は都合一六七ヶ村という規模の大きい、近郷村々の総動員である。それがたとえ休役中であるにも係らず、動員され勤方された点に注目すべきである。
 扱てこれら村々夫々の石高によつて、人馬入足の平均割付をなし、更に勤方請印と共に、その徹底方動員を計つてい

る。
 「和宮様御下向ニ付御当日御継立人馬任訳帳」(10)によると、実際には前述の動員村数よりも遙かに多くの村々が、加助郷されていることがわかる。左に表示してみると、

宿助郷村惣代		村数	宿助郷村惣代		村数
豊嶋郡板橋宿		三ヶ村	多摩郡下鷲宮村		四十九ヶ村
新座郡小樽村		七ヶ村	豊嶋郡元郷村		七ヶ村
足立郡道合村		十五ヶ村	足立郡玄蕃村		十一ヶ村
豊嶋郡代々木村		三十三ヶ村	多摩郡関前村		三十五ヶ村
多摩郡矢口村		三十六ヶ村	埼玉郡小林村		二十二ヶ村
都合					二二八ヶ村

(井口家文書)

実際の割当人足動員数はどうか、右表中の多摩郡関前村惣代三十五ヶ村を挙げてみると、これは甲州道中の上下高井戸両宿加助郷南北三十五ヶ村の意であつて、当関前村名主井口忠左衛門がその惣代役であつたことがわかる。今その助郷村々の村名・村高・人足・馬等を表にして、次に掲げてみる。

右表勘案の結果、凡そ石高四・五石に付一人の人数であり、同じく一一四石に付馬壹疋の割合となる。このように龐大な人馬の動員がなされたわけで、右助郷村三十五ヶ村のそれは、実に高九、二五四石、人数二、〇三五八、馬八一疋

村名	高(石)	人数(人)	馬(疋)
入間村	二四九	五五	二
北足立村	一一五	三四	一
佐須村	一一三	二五	一
柴崎村	三三	八	〇
深大寺村	八五〇	一八八	一八
大町村	一二五	二八	一
金子村	四三四	九六	四
矢ヶ崎村	二二	八	〇
上給村	一九七	四三	二
下染谷村	三九八	八七	四
北野村	二〇三	四四	二
西窪村	二〇〇	四四	二
吉祥寺村	八七四	一九四	二
松庵村	八〇	二〇	〇
関村	五二七	一一六	五
喜多見村	七二八	一六〇	七
世田ヶ谷村	四一六	九二	四
経堂村	一三四	三〇	一
用賀村	一七一	三九	一
上野毛村	五五	一三	〇
下野毛村	一六九	三八	一
岡本村	一四八	三七	一
大蔵村	二二八	五一	一
鎌田村	八六	一八	一
瀬田村	三二二	七一	三
岩戸村	一一九	二六	一
猪方村	六七	一六	〇
下仙川村	三九八	八七	四
中仙川村	六二	一五	〇
上仙川村	六二・五	一五	〇
野川村	一九九・五	二二	一
上連雀村	六〇〇	一三二	六
下連雀村	三〇〇	六六	三
境村	二九五	六四	三
関前村	二三八	五三	二
合計	九、二五四石二、〇三五八	〇三五八	八一疋

(井口家文書に拠る)

というのであつて、これを前記板橋宿加助郷二一八ヶ村に換算してみると、略、高井戸宿南北助郷三十五ヶ村の六倍の石高にして五五、五二四石。人足一二、二一〇人。馬四八六疋となり、これが中仙道中板橋宿一駅のみであり、中仙道六七宿あるからして、さきの板橋宿動員数の凡そ六十七倍となる。以て如何にこの度の和宮御下向のよつてくる、助郷動員が龐大且前例のない事件であるということが出来るのである。

尙この度の助郷動員を一村内では、如何なる状態となるかを見よう。

武州多摩郡関前村の文久度における軒数は、凡そ五四軒で、石高は二三八石であつた。右の石高に対する割当人足は五三人であるからして、略、当村各戸総出で勤方をせねばならぬ勘定となる。その上、馬二疋の動員である。馬疋正に付いて人足馬士二人つくとして、結局、人足都合五七人ということになり、少くとも各軒別に一人は動員され、尙この度の加助郷に二回宛出勤するものも出てくるわけである。又当村名主は、甲州道中上下高井戸宿助郷三五ヶ村惣代として、宰配することになつていたので、その分が更に加担されなければならない。一農村にとつてみても、容易ならざる事態といふべきであらう。

五

次いで元治元年（一八六四）八月、史上著者なる將軍家茂の長州征伐である。この布令と共に、甲州道中は勿論、東海道の交通は繁くなつてきた。即ち、次の様な触書が元治元年十月廿九日に、東海道品川宿への加助郷が、これら一円動員されたのである。

「品川宿へ雇人馬一件歎願品々控」

（井口家文書）

今般

御進発ニ付御用継立を始御供役々多人数通行東海道品川宿継立人馬不足ニ付同宿役役人共々対談次第御進発御用之継立ニ限り相当之賃銭請取之人馬無滞差出御差支不相成様遂示談可取斗もの也

子 十月廿九日

出雲
佐渡

印

（兩人道中奉行所）

として、次の村々が御定助郷の触出となつた。

武州荏原郡	三十九ヶ村
同州多摩郡	九十一ヶ村
同州豊島郡	七ヶ村
都合	百三十七ヶ村

尚川崎宿より触流し村数は百二十八ヶ村となつており、井口家文書略品川宿助郷触出し村数と同様に近いことがわかるし、今回の助郷動員は前回の和宮様御降下の際における助郷動員に次ぐ龐大なものであること。

そこで早速甲州道中上下高井戸両宿定助郷三十五ヶ村中の北組二十三ヶ村は、今回の品川宿助郷人馬の免除願を、道中奉行所に村役人連印のもとに差出したのである。(五)

その要旨とするところ次の様である。

- (1) 当北組村々は、御鷹場内であつて、御成御用人足が最近繁く、又厳しさを増したこと。
 - (2) 武蔵野新田村々としては、一帯に薄地であつて、作柄は悪しく、連年の不作が祟つて、小前百姓は塗炭の苦しみをしていること。
 - (3) 甲州道中の交通が頻繁となり、そのための助郷伝馬役が過重になつてきたこと。
 - (4) 御栗林御用地内にして、根附・世話の御用役が増してきたこと。
 - (5) 之に加うるに、文久元年の和宮様御下向の節、村を挙げて之に勤方をしたこと。
 - (6) 更に本年は、品川宿迄、是又加助郷に出るということは、何んとしても難渋に付、御免除願いたいこと。
- 等々であつて、如何に加助郷の依つてくる村全体に及ぼす、影響の大なるかを物語るものである。

この數願書は結局、国家有事の際であり、容易ならざる事として聞届られなかつた。そこで一応は引下るのが常道であらうが、何んとしても今度許りは是が非でも免除願うべく、多数の村々でいけなければ、少数の村でそれこそ個々の事由を述べて認めて貰おうと執拗に、官に対し願ひ出た。所謂、今後共東海道筋当分助郷御免除願書(五)を再度、道中奉行所へ差出したのであつた。それには、前述の如く、各個々の村の特殊事情を述べて、その真意を是非聞届けて貰う

べく、武州多摩郡関前村外、上連雀村・柴崎村・下仙川村・井口新田・野崎新田の六ヶ村は、夫々自分の村の事由を述べ免除願うべく、関前村名主井口忠左衛門を惣代役と立てて、歎願書なる一連の長文を託したのである。この事からしてみても、当時如何に村々が切実に塗炭の苦しみを嘗めていたかが促けるのであるが、今、その要旨を簡条書で示し、一層の深味をみよう。然し乍ら、六ヶ村全部は到底長文すぎるので多摩郡関前村一村のみの要旨を簡条書にして掲げることとする。

(1) 当村高二三八石四斗八升九合の中、二三八石は、甲州道中上下高井戸両宿定助郷であること。

(2) 然るに、今回川崎宿役人の改高当村は、四三四石余となつてゐる。このうち、新田一九四石六斗五升三合を込高とされている。

(3) 新田の儀は檢地以来、年貢割附も別々にして、養料金割渡しが無い時は相統出来難い土地柄であること。

(4) 徳川八代將軍吉宗の台命による、十町余の反歩が御栗林となり、粟実を上納させられること。又それに要する諸人足も夥しいこと。

(5) 当村は又御鷹場内にて、御成御用御場拵、勢子・人足・鷹餌の虫類等々の徴達で、既に当村内は取り尽し、このため、二、三里の外まで尋ね拵方をしなければならぬこと。

(6) 玉川御上水取入口、羽村の水元御見分御用、普請奉行・同心衆の通行は、繁くして当村はその継立場として、その賄料が莫大となり、明和八年(一七七七)には、これら賄料を隣村二・三ヶ村で助合せ償うこととなつた。

(7) 慶応元年(一八六五)五月中、將軍御進發に際しては、村高新田込高四三四石余の中、九分通り馬二一七石余の分を割渡し、品川宿へ増助郷仰付けられたこと。

(8) 去る三月、王子滝野川村地内へ反射炉附産水車を作つたが、当村地内千川堀用水縁の土地築きに対する、普請奉行・勘定奉行及びその家中衆の御見分があり、新規堀割普請。普請場の勘定役・大砲方反射炉掛りその他の掛り役人衆の千川堀筋の見分。尙六里の道法の水路御見分廻り役人衆中の、当村へ時々再々の休泊、荷物継立を始め諸賄いを負担したこと。

- (9) 武蔵野新田は殆んど皆畑にて、薄地の土地柄で何れの宿方へも、助郷は勤めることが出来ぬこと。
- (10) 当村本田は、従来の定加助郷で大へん難儀している。よつて人馬平均割談判中、折柄、西国・中国筋の諸大名家中衆が多人数通行が繁しく、上下高井戸両宿の継立も彌々増し、難渋も嵩んできたこと。
- (11) 古今稀れる諸色高値となり、蒔作付の苗類物は施入出来ず、小前百姓はその日の夫食にも事欠く仕末であること。
- (12) 馬持は売払い、質地差入れ、地借融通も次第に困難になつてきたこと。
- (13) 以後継立は三駄積の小車を許可されたいこと。道中通行の中止願は難かしく、彌々嵩んできたこと。
- (14) 元治元年(一八六四)十一月甲、甲府表へ大砲及び玉鉄砲、甲府勤番警衛の役方、掛り役人衆中供揃い多人数に及び、この人足勤九千人。八王子千人隊衆等々其外諸荷物の遣払をしたこと。
- (15) 十一月廿二日より晦日迄、定助郷一同十五才以上六十才以下、残らず宿方へ詰切り、昼夜の差別なく継立をしたこと。
- (16) 慶応元年四月中、八王子千人衆大勢目黒の駒場で、御成調練の度々住返したこと。
- (17) 同年五月八日より十日夜迄、右千人衆・御頭衆大勢が御進發供御用として通行、前同様な馬詰切昼夜継立、この人足五千人余勤めたこと。
- (18) 同年十二月廿三日より廿六日迄、甲府警衛御用火砲・彈薬等々多数、是又助郷人馬詰切昼夜継立、この遣払い人足五千人余り勤めたこと。
- (19) 臨時の継立によつて、悉く之等村々が疲弊困憊がその極に達したこと。
- (20) 当村四十一軒で人数一九五人の中、村役人・僧、老幼・病身・女・地所奉公人を除くと、定助郷に勤める壮青年は、僅に十八人に馬疋足ともないこと。
- (21) 右様の大通行の節は、人馬差支えるため手空きの村々の代助郷により、休役を願ひ出たわけである。
- (22) 去る慶応元年四月、定助郷の中、多摩郡吉祥寺村八七四石は、千駄ヶ谷煙硝蔵警衛に当り、その故を以て助郷免除の由。

(23) 又惣助郷の余荷は勤込になるため、彌々極窮に陥っていたこと。

以上のような種々の悪条件を理由として、川崎宿への人馬勤は出来かねるし、又出来る力も無い次第である。何れにしても当村は上下を問わず難渋しているのので、表記の東海道筋当分の間助郷の免除を願つたわけである。尙、関前村に引続いて上連雀村・柴崎村・下仙川村・野崎村・井口新田の各村々も、夫々の角度から免除され得る条件を、一切漏らさざりて願願しているのである。

六

以上の経緯によつて、天領下における甲州道中高井戸宿、助郷村としての一農村をとりまく、之等助郷の奈辺なるかが、略、察せられるのであつて、この事が他の宿助郷村においても言えるのではなからうか。又徳川封建時代全期を通して共通していることは、何事においても出発当初の趣旨は順調だし、結構であるものが幕末へくると暫時、貢租・物価の高値・土地の薄瘠が累積し、中でもこの助郷の負担過重こそは、最小自治体としての村負担能力の、最大極限を突破していく傾向が顕著に現われたことは大きく注目すべきである。

資料・註 (武州多摩郡関前村井口忠左衛門所蔵)

註(1) 急御用廻状(寛保三年歟)

- (2) 差上申御請書之事 延亨元年
- (3) 人馬相勤候定書之事 延亨五年
- (4) 連判請書之事 寛延二年
- (5) 乍恐以書付奉御願上候 寛延三年
- (6) 差上申御請書之事 寛政十年
- (7) 取極議定一札之事 文久元年
- (8) 御伝馬人馬減シ勤歎願書 控 文久元年
- (9) 和宮様御下向ニ付 文久元年 板橋加助郷人馬勤方議定
- (10) 和宮様御下向ニ付御当日御継立 人馬仕訳帳 板橋宿 文久元年
- (11) 乍恣以書付奉歎願候 元治元年

(12) 東海道筋当分助郷御免除願 惣代願書之控 慶応二年
資料 武州多摩郡関前井口家文書

急御用

註(1)

廻状

吉祥寺村納

小林 藤 五郎
平川 藤 左衛門

明後十八日弥嵐山へ御成候間先達書付相渡通人足馬制限並場所共ニ無間違召連可被參候以上
亥ノ(寛保三年敷)伊奈半左衛門内

三月十六日

申中刻

平川 藤 左衛門印
横井 太 介印
高野 新 八印
小林 藤 五郎印

吉祥寺 村印
松 庵 村印
西久保 村印
関前 村

右名主中

追而此廻状次第相廻し尤村下ニ印形いたし留々可相返候以上

(2)

上下高井戸宿助人馬触出し之村順不同ニ而再三におよひ候村方茂有之候ニ付今般改之上再以触之村方者筆順之未相立三度ニお
よひ候分敷置を加助人馬触出シ村之郷を記し為持置間宿人馬ニて不足之節者此帳面ヲ以不向無之様助人馬相触度ニ宿役人助郷名
主印形致し百石当りも甲乙無之可差出候其度之御代官所江可申出者也右村方不順無之様割合可申候若費之人馬触出し猥成仰付於
有之者可為曲事候以上 延亨元子年 水対馬印

稻下野御印

(4) 連判請書之事

一、此度村々連判ニ而別紙願誓之通上下高井戸宿助人馬之義先規之通御代官様御触を以人馬差出候様ニ御訴訟申上候村々連判相談之通承知仕候尤出錢相懸リ候ハ、村中立合を以出錢割合指出可申候為後証文連判請書仍而如件

寛延貳年己十月

関前村 井新田
惣百姓代

(5) 乍恐以書付御願申上候

一、拙者共村々上下高井戸宿江人馬差出候儀者甲府御城御用ニ付人馬大分入用之節高井戸宿御奉行所様御代官様江御願申上御代官様村々江御触被仰渡候上助人馬指出し来り申候然処ニ近年御訴御下知も得不得不申何連之御方様御通リとも相知らせ不申限に度々人馬触出し大分之人馬寄置申候ニ付村々殊外難儀困窮仕候依之前々之通り向後上下高井戸宿其時々御代官様江御訴申上御代官様御触被仰渡候上人馬指上候様ニ奉願上候

一、拙者御村々高井戸宿江助人馬差出候義者当四拾五年以前宝永二酉年甲府様御家中江戸表江御引越ニ付初而当分助郷被仰付人馬指出シ申候其以後当廿六年以前享保九辰年甲府御勤番様方御引越之節御代官若手藤左衛門様御触を以助人馬指出し申候然所ニ十四年己前元文元辰年紀州様身延山へ御通り之節御代官様御触を以人馬指出し当六年前道中御奉行所様村順御書付両宿江御渡被遊候以後者如何相心得申候処平生之往来ニも人馬寄置申候ニ付村々難義至極仕候依之此度村々奉願上候者当分之義者両宿ニ而相勤掛ク共村々之義前々之通大分人馬入用之節者御代官様御触を以助人馬指出し様ニ被仰付被下置候ハハ難有奉存候以上(寛延三年年歟)

(6) 差上申御請書之事

覚

豊嶋郡	関前村	国分寺村	青柳村	車返村	本宿
多摩郡	恋ヶ窪村	中河原村	上小金井村	下谷保村	是政村
	屋敷分村	上谷保村	貫井村	下染谷村	小国分村
	四ッ谷村				

右者私共村々甲州道中高井戸府中野右三ヶ宿助郷相勤右宿々加郷之儀外隣宿与違ひ助郷高無数之人馬出二百両年増シ困窮難儀仕

リ飯塚常之丞様御支配之節高掛リ菜種大豆免除相願去ル申_レ去已迄拾ケ年免除被仰付当午年季明ケニ付右高掛リ永久免除被仰付旨奉願上候処永久免除之儀ハ難被仰付旨被仰渡御吟味之上当午_レ卯迄拾ケ年免除に付被成下候処今般御伺之通リ菜種大豆当午_レ卯迄拾ケ年免除御下知相濟候段被仰渡一同難有承知仕候依之御請印形差上候如件

寛政十年十一月

野田文藏様

御役所

(7) 取極議定一札之事

甲州道中上下高井戸宿定助郷北組式拾三ヶ村之義近年諸家様方其外共追々御通行相増候ニ付兼而人馬勤方等取極可致心得之処尚今般紀伊様御家中衆去申_レ已迄拾ケ年之間一・三・四并八・九月年々六ヶ月ツツ一日人足三十八人馬拾三疋融通遣之義道中御奉行所様御聞届之旨宿々御請書差上候義ニ付而ハ助郷村々之義是迄之通相心得人馬速不参又者買上等いたし候而ハ継立御用御差支ニ付已来買揚賃錢引上候ハ人馬正勤ニ可相成義ニ付今般右之通リヶ条ヲ以規定取極申候

一、人馬買上賃錢之義人足_レ人馬正勤ニ付錢式百五拾文馬疋疋ニ付錢六百文宛御役所迄已来差出可申候事

附是迄ハ助郷人馬宿江買上錢相渡又者買上錢ヲ以人足同土相對ニ而宿人馬等相雇候様有之間取遣御座候間右者以來聞キ相成不申候事

一、村々触当人馬之内_レ人馬疋疋成共不参致可もの有之候村方江ハ早速人足便ヲ以其村方役人江申遣為返意其当人_レ人足_レ人馬疋疋ニ付金朱馬疋疋ニ付金式朱ツツ村役人_レ取替差出可申事

附差懸リ急触村之義ハ人馬間ニ合急候場も有之候間此不足之義ハ無不及事

一、人馬勤方平均勘定之義人足之義ハ是迄之通_レ人馬_レ人馬疋疋者疋疋式ト五厘之割合ヲ以已来平均勘定ニ相成可申候事

一、留人馬之義村々ニ寄難波申候村方有之義候得共右者御繼荷物迄買目又者当日差懸リ御先触有之候分ニ差支候間村々一同留人馬之義難波不申無差支相勤可申候事

附御繼立刻限後_レ夜中ニ相成候共是又前同様相勤候事

一、大通行ニ而助郷人馬惣触ニ相候上猶

紀伊様御定中人馬融通遣急御通行御先触等有之候ハ前触当之外人馬再触状差出候共触当通無遲滯急度人馬差出可申候事

一、宿諸人馬触等之義ハ刻限付状ニ認メ差出候間村々ニ而も割付ヲ以申候繼立刻限通リ無相違人馬詰致可申候事
右之通り今般村々役人一同立会取極候処相違無之依而者村々役人中ノ小前一同江堅ク相心得候処申渡毎村銘々小前連印議定取極置
且往還諸雜荷物附卸取扱方等迄厚相心得廉管間違無之様是又申渡取究置可申候依之左之通り議定連印致置候処為後日の如件

甲州道中上下高井戸宿

定助郷

文久元酉年三月四日 北組式拾三ヶ村

役人連印

(8)

御伝馬人馬減し勤歎願書 控

甲州道中

上下高井戸宿定助郷北組

式拾三ヶ村惣代之内

関前忠左衛門取持

乍恐以書付奉歎願候

甲州道中上下高井戸下高井戸両宿定助郷之内御料私領銘々式拾三ヶ村役人惣代武州多摩郡関前村名主忠左衛門外卷人奉申上候右式
ヶ宿定助郷高九千式拾石右之内高式千六百三拾七石ハ同郡世田ヶ谷村外拾壹ヶ村ニ而南組与唱高六千三百八拾三石ハ私共式拾三ヶ
村ニ而北組与唱 承諾之上月々日数九日者南組日数二十一日者北組与御伝馬役引分ヶ相勤来候処去ル文化度宿方難渋ニ付御定
馬之内余荷相勤具候様助郷江相頼ニ候其節双方相談之上宿物立直リ候迄御定人馬式拾五人式拾五疋之内六人三疋八疋困引去残式拾
九人式拾式疋内拾式人八疋宿方ニ而立扨七人拾四疋助郷ニ而余荷相勤被在候処天保九戌年中源谷遠江守様道中御奉行御勤役中右余
荷休役奉願上同十三寅年正月より御定人馬不残宿方ニ而立扨罷在候処弘化二巳年年四月中久須美佐渡守様道中御奉行御勤役之節同
年五月ノ去申四月迄中拾五ヶ年之間御定人馬之内四人四疋ハ上保谷村外六ヶ村江増助郷七人拾疋ハ助郷村々江余荷勤被仰付去申年
四月中年季明ニ相成候得共今以宿方相統仕法不相定難渋之旨申しニ付宿助郷之間物難黙止猶又同九月ノ来ル戌四月迄中拾ヶ年之間
馬拾疋助郷ニ而余荷可遣旨聞具いたし御国恩を相弁相對ヲ以余荷之儀取極メ尤助郷村々連々之難渋余荷ニ付今般ヲ限以來助郷迄余
荷勤申入間敷候管議定為取替御繼立御差支無之様大切ニ相勤罷在候然ル処去申年九月中 紀州御役人中様方御通行被遊候ニ付文政

十二年九月中拾ヶ年季被 仰付候振合を以改而当申来ル已迄拾ヶ年之間二・三・四並八・九・十月都合六ヶ月者一日人足三拾八人馬拾三疋之積人馬融通遺之儀御聞届ニ相成宿御請書奉差上候段承知仕元来私共式拾三ヶ村之義ハ御鷹場村々ニ而

御成御用駒場原御場拵并勢子御用人足高田中野筋御場拵御用人足御道具持出シ持返御焚出し御賦人足兩御丸様御小納戸御広敷御膳所御用杉之葉松桃之葉蠅虫海老蠶虫松虫鈴虫其ノ外虫類採草類御用御上納被 仰付来候処近年別而右諸御用相増其上御上納品向拵方御撰立嚴重ニ相成右品々先々々村々軒別ニ取集方申触来候処追々御場内ニ右品取尽し払底ニ相成 御場外式里三里相隔候場所迄一同相郡ニ罷越拵立仕 御鷹野御役所迄御上納被 仰付右持送リ御用人足等夥敷右様品々重々役相勤其上西国中国筋御大名薩州様態本様福岡様柳川様雲州様長州様因州様雲州様在賀様岡山様津山様福井様久留米様平戸様秋月様淀様小城様鹿嶋様岡山新田様其外諸御中衆先前当道中御通行ニ無之処近年多分御往返有之弥増助郷人馬勤方相管困窮ニ陥加之北組私共式拾三ヶ村者武蔵野新田統至而地味悪敷薄地田地少難洩之土地物諸作物別而齒肥等差入不用候而ハ取納無之殊ニ御府内手懸之場所ニ而下齒等相用候もの稀ニ有之大体糖灰ノ粕麩油絞粕等專一之齒類ニ相用候儀之処近年追々右品々直段引上ケ以前之四倍増之相場ニ相成候ニ付連年作附齒養方不行届殊更引続不陽産物諸作損毛夥敷年貢弁納難洩之役柄雜穀諸色高価ニ相成素々不順□品払底故之義ニ而銘々当春村々雜穀夫食融通いたし合目積リ仕候処麦作取入迄日数三十日余も引足不申当日嘗兼候もの不少殊ニ近年馬持百姓追々相減候ニ付御伝馬人馬勤方差支助郷一同別段議定取極等いたし候得共猶當節諸色高直之場ニ至リ逆も麦稈大豆等馬飼料ニ可相成候程之品実以可買求手当無之馬持百姓ハ馬飼相成候而ハ銘々後日を案夫々所持ニ飼馬荒弘無捩式駄牽三駄曳等之小車ヲ相求駄賃稼或ハ日雇□子稼等之価を以当日幽ニ軸管いたし逼迫困窮之中當諸作時仕附齒類買入不行届自然秋作糞実不相成候ハ眼前村柄立直リ候義ハ勿論馬持百姓相続可出来形無御座必至与当惑之余ノ北組私共村々一同相談仕候処一鉢上下高井戸兩宿前後宿江ハ道筋平地流川無之往還ニ付 御朱印御証文御乗掛御荷物之外駄荷御荷物立方ハ式駄三駄積之小車補理御繼立可任外手段無之左候ハハ少々人馬之助ニも相成附卸等弁利宜敷是ハ前類紀州御役人中様御通行人馬融通遣被 仰付宿方御定人馬之内余荷年季中旁以西国中国筋御大名諸家様方御家中衆多分之御通行ニ付御伝馬勤方而已ニ打込大小之百姓農事相続相成兼候程之儀法俣ニ而ハ可及潰退転様成行不懸亡村之基与一同深く相歎心痛罷在何共歎敷奉存候間不顧恐多御愁訴奉申上候何卒以

御憐愍前書極窮重々役難洩之始末御賢察被成下西国中国筋諸家御大名様方御家来衆当道中御通行不被 遊上下高井戸兩宿馬附御荷物之分以來小車ヲ以御繼立相成候様被 仰付被下置度奉願上候

右願之通御聞濟被成下置候ハハ村々一同相助広大之

御慈悲与雖有仕合奉存候以上

甲州道中

上高井戸宿

下高井戸宿

右両宿定助郷之内

竹垣三石衛門御代官所

武州多摩郡

北野村

野川村

上仙川村

中仙川村

矢ヶ崎村

大町村

金子村

下連雀村

上連雀村

境村

関前村

西窪村

吉祥寺村

松庵村

下染谷村

上給村

同 御代官所

村越豊之助知行所

同州同郡

深大寺村

伊賀者給地

同州同郡

佐須村

小豆立村

飯高主計知行所

同州同郡

下仙川村

石谷 帶刀

中川主税知行所

佐橋満三郎

文久元酉年四月

道中

御奉行所様

佐橋満三郎知行所

同州同郡 入間村

同州同郡 柴崎村

竹垣三石衛門御代官所

同州豊嶋郡 関村

右式拾三ヶ村役人惣代

右 上仙川村

年寄 忠左衛門

関前村

名主 忠左衛門

(9)

和宮様御下向ニ付

板橋加助郷人馬勤方議定

文久元子年十一月

多摩郡関前村同新田 上組

議定一札之事

比度中山道筋

和宮様御下向ニ付板橋宿迄当分加助郷被 仰付

一、同承知奉畏候依而者右宿人馬触当次第無遅不參村役人附添急度差出可申候事

一、人足馬土之もの共喧嘩口論ハ不及申惣而物騒敷義聞而為致申間敷候事

一、御荷物大切ニ仕御宰領衆中之從下知ニ不敬我卒成義是又聞而仕間敷候様其村々役人共堅ク可申候事

一、助郷村々一同申合衆ニ睦敷世話いたし合御用御差支無之様精々可申付候事

一、助郷高百石ニ付馬四疋ツツ此分人足八人ニ替リ十二日夕板橋宿揃十三日勤御用相濟候上無刻札引戻し同所江相揃猶又十三日詰

之分江加リ差当可致候事

附リ人馬触之分前度触来リ候旨ニ付馬触之義難斗候事

一、定助加助郷共高百石ニ付御当人足式拾式人馬疋疋ツッハ前の日十三日夕七ツ時板橋宿差当十五日御用勤之事

一、高井戸宿助郷村々壱ヶ村ニ付職本宛目印ニ建其職ヲ不離添居可申候事

一、人足馬士弁当飼料等之義ハ其村限リ銘々持參為致縦令四五ニ相成候共飯湯不致様村役人共厚世話可致候事

右之条々急度相守可申候若相背候もの有之候ハハ何様ニも御申立被成候共一言申間敷候依而連印如件

文久元年十一月九日

高井戸宿助郷
村々役人連印

(10)

和宮様御下向ニ付御当日

御繼立人馬仕訳帳 板橋宿

前中略

先般

和宮様御下向ニ付御当日御繼立人馬遣弘高御取調ニ付書面之通り奉書上候処相違無御座候尤御家来未々之御方迄何ニ而も御非分成
義無之人馬繼立方其外費相立不申宿助郷共一同難有仕合奉存候依之申上候以上

竹垣三右衛門御代官所

武州豊嶋郡板橋宿間屋 市左衛門

同 宇兵衛

同 見習 喜平次

年寄 市郎左衛門

年寄 五兵衛

右宿助郷四拾九ヶ村惣代

竹垣三右衛門御代官所

武州多摩郡下鷺宮村

名主 完兵衛

右宿定加助郷七ヶ村惣代

米津翁助領方

武州新座郡小樽村

年寄 半太夫

右宿新助郷七ヶ村惣代

小林藤之助御代官所

武州豊嶋郡元郷村

名主 三右衛門

同拾五ヶ村惣代

竹垣三右衛門御代官所

武州足立郡道合村

名主 鉄五郎

同拾壹ヶ村惣代

竹垣三右衛門御代官所

武州足立郡玄蕃村

年寄 文吉

同三拾三ヶ村惣代

小林藤之助御代官所

同州豊嶋郡代々木村

年寄 市左衛門

同三拾五ヶ村惣代

竹垣三右衛門御代官所

同州多摩郡関前村

名主 忠左衛門

同三拾六ヶ村惣代

同御代官所

同州同郡矢之口村

名主 与次 平

同式拾式ヶ村惣代

同御代官所

同州埼玉郡小林村

名主 伝之丞

同三ヶ村惣代

竹垣三右衛門御代官所

武州豊嶋郡上板橋宿

百姓代 六郎左衛門

道中御取締掛

御役人中様 前分

(11)

乍恐以書付奉歎願候

武州多摩郡左之村々役人共奉申上候私共村々之義者甲州道中上下高井戸両宿江先々々定助郷相勤来候村方ニ而北組与唱ひ候村々ニ御座候処右村々之儀者

御鷹場ニ而 御成御用御場拵御用人足御道具持出し持返し御賦御茶番御用人足御鷹野御役所御用虫類採草類松杉桃之葉御用拵立持送り人足御提飼御用非常兵糧御焚出し御用人足其外御家様御家来様方御通行多御変革其外所々御固御用御役人様方殊ニ当節者猶以甲州辺江鉄砲押移右追付御防禦御用として

御重役様御役々様方御通行昼夜格外之人馬触当高ニ相成農業官方ニ而も差支実以高井戸宿江助郷相勤候斗ニ而も相勤兼法候ニ而者御伝馬御用而已ニ打込往々百姓潰及退転候外いたし方無之一体麻疹已来村々人少ニ相成不夫耳薄地難渋之村々ニ而諸作物肥類養之力ニ而收納仕候村々之所近年古来稀之菌物高直ニ而近々作付ニ疲レ諸物收納薄ニ相成候段馬持百姓相減シ候ニ付既ニ去ル酉年中酒井隠岐守様道中御奉行所御勤役中馬附荷物之分式駄積三駄積之六七車ヲ以御継立被仰付度奉歎願候処願之通リ被仰付御継立相勤候

程之村々且左之村々之内ニ而寛東村野崎村之義者前同様
 御鷹場御用其外相勤候処今般内藤新宿ノ助郷差村被仰付関前新田境新田井口新田三ヶ村之義者武蔵野新田ニ御座候処同新田之内ニ
 而も外新田与違ひ是又同様 御鷹場御用者勿論御栗林御用者根附村々にて別段御用相勤府中御前裁御用等品々別紙高書帳江も訳書
 仕候通之村々
 今般

御進発御用物を始御役々様方御多人敷御通行被遊候ニ付品川宿江雇人馬相当之賃錢請取右宿役人共江可及対談旨御触書之趣承知奉
 畏候得共前段奉申上候通り之村々ニ付此上品川宿江雇人馬及対談候而も品川高井戸両宿御継立一追々相心高候而者御用御差支可相
 成奉恐入候義ニ付不願恐多此段奉歎願候何卒以

御慈悲前段始末御賢察被成下置品川宿江雇人馬差出候儀御免除被成下置度奉願上候以上
 元治元子年十一月

松村忠四郎御代官所
 武州多摩郡北野村

兼帯名主 清 右 衛 門
 外式拾三ヶ村連名(略)

(12)

東海道筋当分助郷御免除願

惣代願書之控 多摩郡関前村

慶応二寅年 外五ヶ村惣代

右関前 忠 左 衛 門

乍恐以書付奉歎願候

甲州道中上下高井戸両宿定助郷武州多摩郡関前村上連雀村柴崎村下仙川村并同郡井口新田野崎村右六ヶ村小前役人惣代関前村名
 主忠左衛門奉申上候近来御用御旅行并諸通行共差遣人馬不足ニ付関前村者東海道川崎宿立会之内囲之分引者残七拾八人八拾疋之三ト
 通り上連雀村柴崎村下仙川村三ヶ村者同道中品川宿当分助郷諸引残高三ト通り野崎村者同宿迄村高五ト通り井口新田者同道中保土
 ケ谷宿当分助郷村高五ト通り猶品川宿迄五ト通当寅二月ノ相勤旨 御印状頂戴拜見奉恐縮村々難涉困窮有今般之儀ニ候得共別而当
 村高懸リ重々役之次第逸々左ニ奉申上候(以下略)